

都市計画法第33条第3号に基づく



雨水排水施設の設置の基準に係る取扱いの変更

【現行】

市街化調整区域内の自己の居住の用に供する住宅を除く全ての開発行為及び建築行為(新築、増築、改築、用途の変更)は、断面の決定及び容量算定を満たす雨水排水施設の設置を要する。



【変更後】

市街化調整区域内の開発区域の面積が 1000 m²未満の自己の用に供する開発行為又は敷地の面積が 1000 m²未満の建築行為(新築、増築、改築、用途の変更)にあつては、下記の要件を満たす場合限り、雨水排水施設の断面の決定及び容量算定を要しないとすることができるものとする。

<要件>

- 予定建築物等の新築・増築・改築等を行う場合には、建築物の雨樋等により集水される雨水を処理するために、適切に浸透枳が設置されるような設計がなされていること。
- 当該排水によって開発区域等及びその周辺の地域に溢水等により被害が生じないような構造になっていること。
- 汚水雑排水は、合併処理浄化槽等で適切に処理するものであること。

※栃木県開発許可事務の手引(小規模開発行為等における設計)に準じた取扱いとなります。

※今回の変更に伴い、自己の居住の用に供する住宅に係る開発行為及び建築行為においても、浸透枳等の雨水排水施設の設置を要することになります。断面の決定・容量算定は不要です。

令和6年6月1日以降に受け付ける開発許可等から適用します。

※申請書の受け付けは、事前に仮審査し、補正完了後になります。申請期間は余裕をもって計画してください。

◆変更にあたってのお願い等◆



- 全ての小規模開発行為等で建築物の雨樋等に集水される雨水や屋根に降った雨水を流入させる浸透枳等の設置をお願いします。断面の決定・容量算定は不要です。
- 業務用・非自己用の小規模開発行為等においては、周囲の土地(前面道路や隣接地)への溢水について、土留めや横断側溝等により溢水対策を講じてください。断面の決定・容量算定は不要です。
- 法第34条第14号の「既存宅地の確認地における住宅」及び「建築物の用途変更等」の立地基準による戸建て住宅は、自己用住宅と同様の取り扱いとします。
- 汚水雑排水について、既存の単独浄化槽により処理をしようとする場合は、事前にご相談ください。



お問合せ先: 足利市都市政策課開発指導担当 TEL 0284-20-2168(直通)

